

問題 1-1

1	原子炉設置者
2	保安の監督
3	原子炉主任技術者免状
4	原子炉主任技術者
5	三十日以内
6	原子炉主任技術者試験
7	学識及び経験
8	一年
9	二年
10	指示

問題 1-2[1]

1	五(年)
2	一(年)
3	六(月)
4	管理(的)
5	監督(的)
6	事故
7	保安規定
8	構造
9	性能
10	運転員

問題 1-2[1]

1	原子炉
2	開始
3	三年間
4	一月三十一日
5	届け出る
6	許可
7	速やか
8	変更
9	三十日以内
10	一通

問題 1-3

1	盗取
2	五
3	出力変化
4	公表
5	機能
6	運転上の制限
7	安全上重要な機器
8	延焼
9	保安規定
10	異状
11	周辺監視区域
12	濃度限度
13	管理区域
14	堰
15	放射線業務従事者
16	5
17	0. 5
18	線量限度
19	障害
20	入院治療

問題 1-4

1	原子炉
2	運転
3	集中
4	通路
5	放射線業務従事者
6	停止
7	しゃへい設備
8	放射線防護措置
9	火災
10	使用
11	容易
12	温度
13	振動
14	突起物

15	汚染
16	材料
17	弁
18	開封
19	五
20	十

問題 1-5

1	×	「品質保証の実施に係る組織に関する事項」も定める必要がある。
2	○	
3	×	教育及び訓練の体系を定めることも含まれている。
4	○	
5	○	
6	○	
7	×	評価は、個別業務を実施した者以外の者により実施する必要がある。
8	×	他の施設から得られた知見を適切に反映する必要がある。
9	○	
10	○	

問題 1-6

「**実用炉規則（危険時の措置）第二十条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。**」の以下の6つの中から5つ記載する。

- 一 原子炉施設に火災が起こり、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。
- 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

以 上